

	質問項目	回答																																	
1. 総論																																			
	今回の要請内容とその趣旨・目的は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・府域における感染拡大、医療提供体制のひっ迫状況を踏まえ、4月25日～5月11日までの期間で府民の皆様にご要請するものです。 ・3度目の緊急事態措置となりますが、今回は、変異株による急速な感染拡大を抑える必要があることから、特に「人流（人出）を抑制する、人と人の接触を抑える」観点も重視し、必要な取組みや府民・事業者の皆さまへの要請を行うものです。 																																	
	前回の措置解除（2月末）が拙速だったのでは？	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言を解除した2月末時点では、1日あたりの新規陽性者が50人程度までになり、専門家の意見を聞いた上で緊急事態措置の解除を国へ求めました。 ・その後、人の動きが大きく増えた3月下旬から、感染拡大力が強く、重症化のスピードも速い変異株の拡大が続いています。この間、まん延防止等重点措置による時短要請などに取り組んできましたが、医療提供体制のひっ迫状況等から、さらに強い措置が必要と考え、第46回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議（令和3年4月20日）において、緊急事態宣言の発出を国に要請することを決定したものです。 																																	
	まん延防止等重点措置との違いは何か（まん延防止措置の効果かなかったのか）？	<p>・両者の主な相違点は、以下の通りです。なお、まん延防止等重点措置の取り組みも行ってきましたが、依然として、医療提供体制のひっ迫が続いているため、より強い措置をとる必要があると考えています。</p> <table border="1" data-bbox="1052 893 1955 1486"> <thead> <tr> <th></th> <th>(概要) 緊急事態措置</th> <th>(概要) まん延防止等重点措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域</td> <td>大阪府全域</td> <td>大阪市内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>4月25日～5月11日</td> <td>4月5日～4月24日</td> </tr> <tr> <td>府民</td> <td>外出自粛の要請等</td> <td>外出自粛の要請等</td> </tr> <tr> <td>施設使用</td> <td>(規模別で) 休止要請</td> <td>時短の協力依頼（～20時）</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>酒類・カラオケあり…休止要請 酒類・カラオケなし…時短要請</td> <td>時短要請（～20時）※酒類～19時</td> </tr> <tr> <td>イベント</td> <td>規模・場所によらず無観客開催を要請</td> <td>開催に当たり、5,000人以下、収容率などの要件あり</td> </tr> <tr> <td>罰則</td> <td>命令に違反した場合過料30万円以下</td> <td>命令に違反した場合過料20万円以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>部活動の自粛</td> <td>部活動の自粛</td> </tr> <tr> <td>大学のオンライン授業</td> <td>大学のオンライン授業</td> </tr> <tr> <td>テレワーク7割</td> <td>テレワーク7割 等</td> </tr> <tr> <td>路上、公園等の集団での飲食自粛 公共交通機関への協力依頼 等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(概要) 緊急事態措置	(概要) まん延防止等重点措置	区域	大阪府全域	大阪市内	期間	4月25日～5月11日	4月5日～4月24日	府民	外出自粛の要請等	外出自粛の要請等	施設使用	(規模別で) 休止要請	時短の協力依頼（～20時）	飲食店	酒類・カラオケあり…休止要請 酒類・カラオケなし…時短要請	時短要請（～20時）※酒類～19時	イベント	規模・場所によらず無観客開催を要請	開催に当たり、5,000人以下、収容率などの要件あり	罰則	命令に違反した場合過料30万円以下	命令に違反した場合過料20万円以下	その他	部活動の自粛	部活動の自粛	大学のオンライン授業	大学のオンライン授業	テレワーク7割	テレワーク7割 等	路上、公園等の集団での飲食自粛 公共交通機関への協力依頼 等	
	(概要) 緊急事態措置	(概要) まん延防止等重点措置																																	
区域	大阪府全域	大阪市内																																	
期間	4月25日～5月11日	4月5日～4月24日																																	
府民	外出自粛の要請等	外出自粛の要請等																																	
施設使用	(規模別で) 休止要請	時短の協力依頼（～20時）																																	
飲食店	酒類・カラオケあり…休止要請 酒類・カラオケなし…時短要請	時短要請（～20時）※酒類～19時																																	
イベント	規模・場所によらず無観客開催を要請	開催に当たり、5,000人以下、収容率などの要件あり																																	
罰則	命令に違反した場合過料30万円以下	命令に違反した場合過料20万円以下																																	
その他	部活動の自粛	部活動の自粛																																	
	大学のオンライン授業	大学のオンライン授業																																	
	テレワーク7割	テレワーク7割 等																																	
	路上、公園等の集団での飲食自粛 公共交通機関への協力依頼 等																																		
	解除する基準は何か？延長する可能性もあるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・病床使用率などを含めたモニタリング指標を踏まえ、国において宣言の解除は判断されます。まずは、緊急事態宣言の期間に集中して対策を行い、感染拡大を抑えていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。 ・今後とも、感染拡大の状況や医療提供体制の状況を踏まえ、専門家や国とも連携した上で、必要な対応を行っていきます。 																																	
2. イベントについて																																			
イベントの開催について																																			
	イベントによる感染者は生じていないのに、なぜ無観客にするのか？（過去の措置との差異を踏まえて、今回のイベント制限の考え方は？）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の緊急事態措置やまん延防止等重点措置では、イベントの開催による感染拡大を防止するため、収容人数や収容率の制限を行うとともに、夜間の人流を抑制するため、20時以降の時間短縮の協力依頼を行ってきました。 ・これまでに、イベントの開催によるクラスター発生の事例は見受けられませんが、今回の第4波では、変異株による急速な感染拡大と、それによる重症者の増加により医療提供体制が非常にひっ迫しています。 ・そうしたことから、これまで以上に人流を抑制するため、イベントの前後で行われる感染拡大につながる行動（会食など）も踏まえ、今回の要請を行うものです。 																																	
	「生活の維持に必要なイベント」とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・各種国家試験、資格試験、業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会・会議等に関連する小規模な講習会などを想定しています。 ・なお、イベントを開催する場合は、感染拡大防止策を講じた上での実施をお願いします。 																																	
	今後は、感染対策のガイドラインとの関係はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が発出されている期間については、人流を抑制するため、無観客での開催をお願いします。 ・無観客での開催に当たっても、引き続き、業種別ガイドラインに基づいた感染対策の徹底をお願いします。 																																	
	チケット販売済のイベントは開催してよいか？	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット販売済の場合も、人流を抑制するため、無観客での開催にご協力をお願いします。 																																	
	施設は、面積別で休止・実施が判断されるが、イベントは規模の大小を問わず無観客とされるのはなぜか？	<ul style="list-style-type: none"> ・第4波における感染急拡大と医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえ、特に人流を抑制し、感染拡大を防止することが必要です。 ・このため、多くの人出がある大規模施設（1,000㎡超）の使用を制限するものです（1,000㎡以下の施設はこの限りではありません） ・一方、イベントについても、規模の大小はあるものの、一定の人が動くことから、人流を抑制する趣旨で無観客開催を要請するものです。 																																	
	キャンセル料はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。 																																	
イベントに準じた取扱いをする施設																																			
イベント開催と施設使用との関係について																																			

i) 使用制限のない1,000㎡未満のボウリング場で、イベント実施は可能なのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントは、開催規模や場所に関わらず、無観客開催を要請しています。 ・このため、ボウリング場においてイベントを開催する場合も同様に、無観客での開催をお願いします。
ii) ①劇場等～⑤運動施設等は、イベント以外で使用することは可能なのか？例えば、部活動を規制する中で、草野球で特定多数が集まることは許容されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑤の施設管理者に対しては、施設の休止を要請を行うものではなく、イベントに関しては無観客での開催を要請しています。このため、観客を入れない、個人の練習、プレー等による施設の使用といった「イベント」以外での施設使用は可能です。
iii) ②テーマパークは休止になるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・無観客開催をお願いしており、事実上施設の休止になるものと考えます。
iv) 集会・展示施設（展示場、文化会館、多目的ホール等）において、個人的な使用や生活の維持に必要な使用もできないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・集会・展示施設は、原則、無観客開催を要請しています。しかし、各種国家試験・資格試験等に関連するものなど社会生活の維持に必要な場合には、施設の使用は可能です。
罰則・補償	
要請を守らなければ、罰則はあるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントにおける無観客開催の要請は、特措法第24条9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
イベント「休止」or「無観客」にした場合、それぞれの場合における補償（支援）の考え方は？	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント休止等に関する支援策は、現在国で検討中と聞いています。
①劇場等～⑤運動施設等を休止した場合、補償（支援）の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント休止等に関する支援策は、現在国で検討中と聞いています。
3. 施設の使用制限について	
今回の休業要請に関する考え方、狙いは何か（過去の措置との差異）？	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置として、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場での感染を抑制する観点から、飲食店に対して時短要請を行ってきましたが、変異株による急速な感染拡大と、それにより医療提供体制が非常にひっ迫している状況です。 ・このため、人流を抑制し、接触機会の大幅な削減をするため、多くの人の集まる大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して休止の要請をするものです。
商店街は休止要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街は、それぞれの店舗で判断することとします。
休止要請をしない施設	
大学その他の学校を休止しない理由は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学修機会の確保のため、休止要請を行っておりません。 ・なお、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るために、大学等に対して、特措法第24条第9項に基づき「授業は、原則オンライン」や「部活動の自粛の徹底」を要請しています。
感染リスクの高い保育所や介護施設等を休止しない理由は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や介護施設等を利用する方にとって、生活に欠かせない施設であることから、休止要請を行っておりません。 ・なお、厚生労働省から、保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止対策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請されています。
冠婚葬祭の取り扱いはどうなるのか？（例えば、お通夜の後、別室での”精進落とし”は？）	<ul style="list-style-type: none"> ・冠婚葬祭は生活の維持に必要なサービスであり、休止の要請をしておりませんが、以下の対応とともに感染防止対策の徹底をお願いしています。 （披露宴）酒類・カラオケ設備の使用自粛、時短（～20時）、1.5時間以内、参加人数50人以下又は収容率50%以内 （精進落とし）酒類の提供自粛
休止を要請する施設	
百貨店等の施設では感染者が生じていないのに、なぜ使用を制限するのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・人流を抑制し、感染拡大を防止する観点から、百貨店など多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して、休業要請をしています。
地下街の取り扱いはどうするのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・地下街全体を一体として管理している場合で、その規模が1,000㎡を超えるときは、ショッピングモールと同様に休業要請をしています。
百貨店等1,000㎡超の商業施設は休止とのことだが、生活必需物品の取扱いは？	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料）の店舗については、（1,000㎡超の商業施設であっても）休止を要請しておりません。
1,000㎡超の商業施設は休止とのことだが、生活必需物資の小売店舗を除くと、1,000㎡以下になる施設は休止するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資の小売店舗を含む施設全体の面積が1,000㎡を超える場合は休止要請の対象となります。
1,000㎡はどの範囲までを算定するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の床面積になります。（駐車場は含まれません）

1,000㎡を超えるスーパーやホームセンター等はどうなる取り扱いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、施設の休止要請の対象施設です。 ・食料品や医薬品等の生活必需物資の小売部分と、衣料品・雑貨等の生活必需物資以外の小売部分とが、一体不可分である場合は、施設の休止要請の対象外です。
施設別の取り扱い	
施設の種類が同じであっても、規模（1,000㎡）や屋外・屋内の別で要請内容が異なる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスに対する感染予防対策の一つである「三つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。 ・このため、屋内の施設については、規模を踏まえて休止要請を行うとともに、屋外施設に関しては、イベントに準じた取り扱いとしています。
屋外施設と屋内施設が併設された運動施設についての取扱い？	<p>それぞれの施設の（建築確認申請上の）床面積を合算した面積で判断します。</p> <p>○1,000㎡を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設については、原則休止要請（全国大会等は無観客化） ・施設を一体として休業するか、それぞれの施設について休業の判断をするかについては、施設管理者の判断となります。 <p>○1,000㎡以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設については、「適切な入場整理」「酒類提供・カラオケ設備の使用自粛」「営業時間短縮（～20時）」の協力を依頼します。 ○屋外施設については、面積に関わらず、「無観客開催」の要請と「適切な入場整理」「酒類提供・カラオケ設備の使用自粛」「営業時間短縮（～20時）」の協力を依頼します。
i) 「衣料品」「家電量販店」等は、「生活必需物品販売施設」にあたるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設（生活必需物資販売施設以外の施設）としております。
ii) 「バー」「キャバレー」等の遊興施設の取扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・バー、キャバレー等では、飲食業許可を取得している場合、「営業時間短縮（20時まで）及び、酒類、カラオケ設備提供の自粛」又は「施設の休止」を要請しています。
iii) 「ゴルフ練習場」等の運動施設の取扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内の運動施設に対しては、1,000㎡を超える場合、施設の休止を要請しています。 ・屋外の運動施設に対しては、無観客での開催、適切な入場整理、酒類・カラオケ設備提供自粛、営業時間短縮（20時まで）をお願いします。
補償・罰則	
要請を守らなければ、罰則はあるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・（飲食店を除く）施設の休止は、特措法第24条9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
施設制限に伴う補償（支援）の考え方は？	<ul style="list-style-type: none"> ・支援金については、国との協議を進めつつ、制度設計中ですので、少々お待ちください。詳細が決定しましたら、HPで公表します。
4. 飲食店への要請について	
飲食店で酒類を規制する意図（理由）は？	<ul style="list-style-type: none"> ・政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。 ・コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、酒類やカラオケ設備を提供される場合は、休業をお願いします。
感染防止策としてアクリル板の設置やマスク会食等は守らなくて良いのか？	<p>コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、引き続き、以下の感染防止対策をお願いします。</p> <p>（特措法第45条第2項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気） <p>（特措法第24条第9項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休業しなくて良いのか？（メニュー上に酒類があれば、すべて休止の対象になるのか）	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休業要請の対象にはなりません。 ・酒類やカラオケ設備の提供をしない場合であっても、営業時間短縮（～20時）はお願いしています。
営業時間が20時までの酒類やカラオケ設備を提供している店舗で、酒類やカラオケ設備の提供をやめれば要請に従ったことになるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類、カラオケ設備の提供を取りやめた店舗については20時までの営業時間短縮を要請しているため、営業時間が20時までである場合は要請対象外です。 ・なお、酒類、カラオケ設備の提供を続ける店舗については、営業時間に関わらず休業を要請しています。
酒類を提供して営業をした場合の罰則は？	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がないのに要請に応じただけでない場合、特に必要があると認めるときには、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされており、この命令に違反した場合には、30万円以下の過料が科せられます。

	<p>酒類の提供を制限することに伴い、現行の支援金等からの補償の上乗せはないのか？</p> <p>利用客によるお酒の持ち込みは可能か？</p> <p>ボトルキーブによる提供は、酒類の提供に該当するか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 酒類の提供を制限したことに着目した上乗せは予定しておりません。 緊急事態措置に伴う飲食店への休業要請に関する支援については、下記HPをご確認ください。 <p>【HP】（第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金）</p> <p>飲食店における酒類の提供はもとより、持ち込みについても控えていただきますよう、お願いします。</p> <p>飲食店における酒類の提供を制限しているため、ボトルキーブしている場合も控えていただきますよう、お願いします。</p>
<p>5. その他</p>		
	<p>休業に対する協力金について</p> <p>公共交通機関に対する対応等について</p> <p>広範囲に休止等を要請するなら、関連事業者（物品の納入業者）への支援も必要ではないか</p> <p>路上、公園等の屋外での飲酒の罰則は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協力金については、制度設計中ですので、少々お待ちください。詳細が決定しましたら、HPで公表します。 <ul style="list-style-type: none"> この度の緊急事態措置は、府民の皆様への外出自粛や企業に対してテレワークの徹底を呼びかけるなど「人出（人流）を抑える」ことにより、徹底した感染防止に取り組むものです。 このため、主要ターミナルにおける検温の実施の他、人流を抑制する観点から、多くの人の移動手段となる公共交通機関に対しても、土日祝の減便や平日の終電時刻の繰上げの実施をお願いしています。 <p>【HP】（緊急事態宣言に伴う各交通事業者の対応状況について） http://www.pref.osaka.lg.jp/toshikotsu/covid-19_transit/taiouzyoukyou.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の緊急事態措置では、売上が減少した事業者の方へは、国の持続化給付金などの助成もありました。今回についても、緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への支援を国において検討中です。 <ul style="list-style-type: none"> 特措法24条第9項に基づく協力要請であり、施設の使用制限等と異なり法令に基づく命令・罰則の規定はありません。 ただし、感染リスクが高い行動とされる路上・公園等の集団での飲酒を自粛するよう呼びかけておりますので、皆さまの協力を頂いて、感染拡大を抑えていきたいと考えております（呼びかけ隊による声掛けも実施中）。